

(※)「中小企業等」について

この補助金における「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同法上に規定のない法人等で、具体的には下表に定める通りです。

(中小企業者)	(下記のいずれかを満たすこと)	
業種区分	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業(⑤を除く)	3億円以下	300 人以下
② 卸売業	1億円以下	100 人以下
③ サービス業(⑥⑦を除く)	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900 人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
⑦ 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300 人以下
(その他の法人)		
⑨ 社会福祉法人、医療法人、学校法人	常時使用する従業員の数が上記③サービス業に準ずる者	

ただし、上記表にあたる場合であっても、以下の場合には「中小企業等」から除外します。

◆ 国又は地方公共団体が出資等を行っている場合

◆ 次のアからエのいずれかに該当する(いわゆる“みなし大企業”である)場合

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ その他、大企業が実質的に経営に参画していると市長が認めた者

◆ 次のオからキのいずれかに該当する場合(暴力団の排除)

オ 福岡市暴力団排除条例(暴排条例)第2条第2号に規定する暴力団員

カ 法人の場合、役員が前号(オ)に該当する者

キ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者